

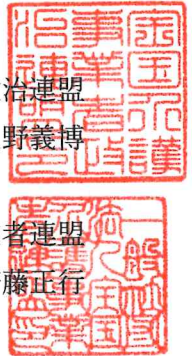
令和 7 年 12 月 25 日

元内閣総理大臣
衆議院議員
菅 義偉 様

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定に関する要望

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博

一般社団法人全国介護事業者連盟
理事長 斉藤正行



時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 7 年度補正予算における総合経済対策において障害福祉現場の従事者の処遇改善をはじめとした支援策を講じていただいたことに改めて感謝申し上げます。公定価格によって報酬単位が固定されている障害福祉事業者にとっては、昨今の物価高及び他産業の賃上げによる影響が大きく経営環境は大変厳しい状況にあります。

他方で、近年、障害福祉サービス等の総費用額が利用者数・1 人あたり総費用額ともに急激に伸びており、障害福祉の専門性を有していない事業所が増加するなど、サービスの質の低下が懸念されています。当連盟としても憂慮すべきことであり、適切な対策が不可欠であると強く認識しております。

そのような情勢を踏まえて、令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けて、令和 7 年 12 月 11 日に開催された第 50 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームでは「制度の持続可能性を図る臨時応急的な方策を検討すべきでないか」と一定の見解が示されました。また、令和 7 年 12 月 16 日に開催された第 51 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて「収支差率が高く、かつ、事業所が急増している就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスについて、それぞれの収支差率に応じて、新規事業所に限り、令和 8 年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用する」と対応の方向性が示されました。

その根拠となる令和 6 年度の収支差率は、障害福祉サービス等経営実態調査ではなく、障害福祉サービス等経営概況調査に基づくデータであるとともに、極めて短期間の検討で方針が示されている点を強く懸念しています。総費用額の適正化とサービスの質の維持への対策の必要性は十分に理解しておりますが、慎重な議論と検討プロセスを改めてご留意いただきたく、下記に要望させていただきます。

◆要望事項

令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定において検討が進められている就労継続支援 B 型、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービスの新規事業所に限定して、令和 8 年度について一定程度引き下げた基本報酬を適用することの是非について、今一度慎重な議論を検討いただきたい。

以上